

地上デジタル放送を受信するための支援方法が変わりました

総務省 地デジチューナー支援事業

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することができない世帯に対して支援を行ってまいります。今回、その対象を、「NHK放送受信料全額免除世帯」に加えて、「市町村民税非課税世帯」まで拡大し、次のとおりとされました。

●対象

世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

※支援を受けるには、NHKとの放送受信契約が必要ですが、まだ契約がお済みでない場合は、支援申し込み以降に速やかに契約してください。

●内容

簡易なチューナー(1台)を無償で給付(配送)します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。(チューナーの訪問設置、アンテナ改修等はいりません。)

●申し込み

申込書に必要な事項を記入し、必

要書類を添付して総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。

申込書は、役場福祉課・介護支援課・企画振興課に置いてあります。また、インターネット・電話等で総務省地デジチューナー支援実施センターからお取り寄せいただくことも可能です。申し込みに当たっては、「世帯全員が記載された住民票の写し」と「世帯全員分の市町村民税非課税証明書」が必要です。

●受付期間

平成23年7月24日まで

※従来からある「NHK放送受信料全額免除世帯」専用支援についても、同様の受付期間まで延長されます。

◆問い合わせ先

総務省

地デジチューナー支援実施センター
☎0570-023724

福祉課 福祉担当

☎6573 有線⑤7772

日野町 地上デジタルチューナー設置等支援事業

町では、経済的な理由等で「地上デジタル放送」(地デジ)対応にかえることが困難となる世帯に対して、地上デジタルチューナーの設置等にかかる費用の支援を行ってまいります。

上記の総務省の支援対象の拡大に伴い、平成23年1月24日以降の受付(取付分)から支援の一部を変更しました。対象となる世帯に対しては、事前にご案内しています。

●対象

- ① 高齢者世帯(70歳以上の方のみで構成されている世帯で、かつ75歳以上の方がおられる世帯)
 - ② 母子・父子世帯(児童扶養手当、福祉医療を受給している母子・父子世帯)
- ※すでに地上デジタル放送を視聴するための地デジチューナー等を購入している世帯を除く

●助成内容

日野町内の電気店等に依頼して取

り付けした支払金額に応じて、1世帯あたり五千円を上限として支援金を交付するものです。

※『地上デジタルチューナー』本体は、平成23年1月24日以降の受付(取付分)から総務省の支援事業にて、無償で給付されるため対象となりません。

●受付期間

平成23年7月24日まで

※平成23年4月1日以降の受付(取付分)は、平成23年度の予算成立が前提となります。

◆問い合わせ先

① 高齢者世帯

介護支援課 介護支援担当
☎6501 有線⑤7788

② 母子・父子世帯

福祉課 福祉担当
☎6573 有線⑤7772

